

尾道市中小企業等奨学金返済支援導入促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 6 月 2 5 日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市中小企業等奨学金返済支援導入促進事業補助金交付
要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、若年者を中心とした人材確保と定着を促進するため、奨学金返済を支援する制度に基づき、従業員に手当等を支給する市内の中小企業者等に対し、予算の範囲内において尾道市中小企業等奨学金返済支援導入促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その交付に関しては、尾道市補助金交付規則（昭和 3 8 年規則第 1 8 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所及び事業所を有する個人事業主又は市内に本店を有し、若しくは同等の機能（経営・人事の意思決定の権限を有する程度）を有する法人等で、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請時において広島県による Go！ひろしま奨学金返済支援制度導入企業応援補助金（以下「県補助金」という。）の当該年度における交付決定を受けているもの

(2) 市税の滞納がないもの

(補助対象経費)

第3条 補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、県補助金に係る対象経費であって、交付決定通知を受けたもののうち、尾道市在住の従業員に係るものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費から補助対象者が交付を受けた尾道市在住の従業員に係る県補助金を差し引いた額の2分の1の額とする。ただし、補助対象経費から、国、地方公共団体その他の団体の制度に基づく補助金、助成金その他の給付及び県補助金の額（これら全て尾道市在住の従業員に係るものに限る。）を控除した額を限度とする。

2 前項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(交付の申請)

第5条 補助対象者は補助金の交付を受けようとするときは、尾道市中小企業等奨学金返済支援導入促進事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、当該年度の2月末日までに市長に提出しなければならない。

(1) 県補助金の交付申請に係る書類一式の写し

(2) 県補助金の額の交付決定通知書の写し

(3) 個人事業主の場合にあつては、市内に住所及び事業所を有することが確認できる書類の写し

(4) 法人の場合にあつては、登記事項証明書の写し

(5) 市税完納証明書

(6) 従業員名簿（別紙1）

(7) 同意書（別紙 2）

(8) その他市長が必要と認めるもの

（交付の決定）

第 6 条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、これを審査し、補助金を交付することを決定したときは、尾道市中小企業等奨学金返済支援導入促進事業補助金交付決定通知書（別記様式第 2 号）により、速やかに補助対象者にその旨を通知するものとする。

（実績報告）

第 7 条 補助対象者は、補助事業完了の日から起算して 30 日以内又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、尾道市中小企業等奨学金返済支援導入促進事業補助金実績報告書（別記様式第 3 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 県補助金実績報告に係る書類一式の写し

(2) 補助対象経費の実績（別紙）

(3) その他市長が必要と認めるもの

（交付の決定及び額の確定）

第 8 条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、これを審査し、補助金の額を確定したときは、尾道市中小企業等奨学金返済支援導入促進事業補助金額確定通知書（別記様式第 4 号）により、速やかに補助対象者にその旨を通知するものとする。

（補助金の請求）

第 9 条 補助対象者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、速やかに尾道市中小企業等奨学金返済支援導入促進事業補助金交付請求書（別記様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び返還）

第10条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。この場合において、既に交付した補助金があるときは、尾道市中小企業等奨学金返済支援導入促進事業補助金交付決定取消し及び返還請求書(別記様式第6号)により、当該補助金の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りの申請その他不正の手段により補助金交付の決定を受けたとき。

(3) その他市長が不相当と認めるとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年6月25日から施行する。

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。